

大阪市教育委員会規則第6号

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年大阪府教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。</p> <p>[(1)～(9) 略]</p> <p>(10) 妊娠中の会計年度任用職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難な場合 1回の妊娠につき <u>14日</u>を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>(10の2) 会計年度任用職員 (<u>1週間</u>の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。第17号及び第18号において同じ。) が不妊治療に係る通院等（教育長が定めるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（当該通院等が体外受精その他の教育長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）を超えない範囲</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 [同左]</p> <p>[(1)～(9) 同左]</p> <p>(10) 妊娠中の会計年度任用職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難な場合 1回の妊娠につき <u>7日</u>を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>(10の2) 会計年度任用職員 (<u>任用の期間が6月以上である職員又は本市の職員として引き続き6月以上在職している職員のうち、1週間</u>の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。第17号及び第18号において同じ。) が不妊治療に係る通院等（教育長が定めるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（当該通院等が</p>

<p>内で必要と認める期間</p> <p>〔(11)～(16) 略〕</p> <p>(17) 中学校就学の始期に達するまでの子  (配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員がその子の<u>看護等</u>(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の<u>世話</u>、疾病の予防を図るために必要なものとして総務局長が定めるその子の世話若しくは<u>学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして教育長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち教育長が定めるものへの参加をすることをいう。)</u>のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>〔(18)～(20) 略〕</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>体外受精その他の教育長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>〔(11)～(16) 同左〕</p> <p>(17) 中学校就学の始期に達するまでの子  (配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員がその子の<u>看護</u>(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の<u>世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定めるその子の世話をを行うこと</u>をいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>〔(18)～(20) 同左〕</p> <p>〔2 同左〕</p>
<p>備考 表中の〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第11条第1項第10号又は第17号の規定による特別休暇は、この規則による改正後の教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第11条第1項第10号又は第17号の規定による特別休暇として使用されたもの

とみなす。